

郡山市介護施設開設準備経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において介護施設を新規開設又は増床する者に対し、その新規開設又は増床の準備に要する経費を対象に予算の範囲内で交付する補助金（以下「補助金」という。）について、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる介護施設は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームで定員が29人以下のもの（併設される同法第20条の3に規定する老人短期入所施設（以下「ショートステイ」という。）用居室を含む。）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）
- (3) 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う事業所（以下「小規模多機能型居宅介護事業所」という。）
- (4) 介護保険法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う事業所（以下「認知症対応型共同生活介護事業所」という。）
- (5) 介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスを行う事業所（以下「看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。）
- (6) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設で定員が29人以下のもの

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に定める施設の新規開設又は増床に伴う開設の準備（開設前6か月間の期間に係るものに限る。）に必要な経費で、別表の第4欄に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表の第1欄に定める施設等ごとに、第2欄に定める補助基礎単価に第3欄に定める単位の数を乗じて得た額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費に係る施設の新規開設又は増床の準備の着手前に郡山市介護施設開設準備経費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（変更等の承認申請）

第6条 補助事業者等が、規則第6条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、郡山市介護施設開設準備経費補助金変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の条件）

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金を目的外に使用しないこと。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（状況報告）

第8条 補助事業者等は、規則第12条の規定により市長の求めに応じて補助事業等の実施状況について補助事業状況報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者等は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、郡山市介護施設開設準備経費補助金実績報告書（第5号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 市長は前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、これを審査し、事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者等に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(交付方法)

第11条 補助金は、補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、その全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

(消費税等仕入控除税額の確定)

第12条 補助事業者等は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

ただし、補助金の交付を受けた補助事業者等が全国的に事業を展開する組織の支部(一支社、一支所等を含む。)であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(本社、本所等を含む。以下この項において同じ。)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告があった場合には、補助事業者等に当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、補助対象経費が当該消費税等仕入控除税額に前条の確定額を加えた額に比して多額であると認められる場合は、この限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、当該補助金の全部又は一部が国又は県が交付した補助金等に係るものである場合において、当該消費税仕入控除税額について国又は県の別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第20条の規定により処分の制限を受ける財産は、その取得価格又は効用の増加価格が30万円以上のものとする。

2 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に規定する期間が経過した日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、当該財産の全部又は一部が国又は県が交付した補助金等に係るものである場合において、当該補助金等について国又は県の別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

4 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年9月14日から施行し、同年4月1日以後に実施された補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行し、同年1月4日以後に実施された補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月23日から施行し、同年4月1日以後に実施された補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月24日から施行し、同年4月1日以後に決定された補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月4日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

1 区分	2 補助基礎単価	3 単価	4 補助対象経費
<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人保健施設（定員29人以下） ・特別養護老人ホーム（定員29人以下）及び併設されるショートステイ用居室を含む。 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 	914,000 円	定員数 （小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員とする。）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開設前の訓練等のための看護師若しくは准看護師又は介護職員の雇用経費 (2) 地域住民の施設運営に対する理解を深めるための連絡会等の開催に要する経費、利用希望者及び家族への施設の概要、処遇内容等の説明に要する経費その他の普及啓発経費 (3) 広報誌発行費、募集説明会の開催に要する経費その他の職員の募集経費 (4) 会計処理、労務管理、開設届出書類作成等のための相談、診断、指導等に要する経費 (5) その他需用費、使用料及び賃借料、備品の購入費及び設置費、報酬、給料、手当、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料等の開設の準備に必要な経費
<ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 	15,300,000 円	施設数	

第1号様式（第5条関係）

郡山市介護施設開設準備経費補助金交付申請書

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地

申 請 者

氏名又は団体名

及び代表者名

㊟

年度において、郡山市介護施設開設準備経費補助金の交付を受けたいので、郡山市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第5条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 申 請 額 円

2 事業計画書（第2号様式）

3 収支予算書（別紙のとおり）

4 その他関係する書類（別紙のとおり）

事業計画書

年 月 日

対象施設の概要

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設の種類
- 3 事業の目的及び効果
- 4 設置主体及び経営主体
- 5 開設（増床）予定年月日
- 6 準備期間
- 7 入所（利用）定員

第3号様式（第6条関係）

郡山市介護施設開設準備経費補助金変更承認申請書

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地

申 請 者

氏名又は団体名

及び代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度郡山市介護施設開設準備経費補助金について、下記のとおり変更したいので、郡山市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

施 設 の 種 類				
補 助 金 等 の 額	既に通知を受けている額	円	変更後の見積額	円
変 更 の 理 由				
変 更 の 内 容				
添 付 書 類				
摘 要				

第4号様式（第8条関係）

補助事業状況報告書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地

申請者

氏名又は団体名
及び代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度郡山市介護施設開設準備経費補助金に関する補助事業等の実施状況について、郡山市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

施設の種類		施設の名称		設置主体	
建物の構造及び面積	構造	工事費合計	円	直営・委託	
				契約年月日	
				着工年月日	
	建築面積 m ² 延床面積 m ²			完成予定年月日	
備考					

第5号様式（第9条関係）

郡山市介護施設開設準備経費補助金実績報告書

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地

申 請 者
氏名又は団体名
及び代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度郡山市介護施設
開設準備経費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて提出します。

記

- 1 施設の種類
- 2 精算額内訳（別紙収支決算書のとおり）

第6号様式（第12条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地

申請者
氏名又は団体名
及び代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度郡山市介護施設開設準備経費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額について、郡山市介護施設開設準備経費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金確定額
- 3 補助対象経費
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額
- 5 添付書類
4の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等